

協議 2 号

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の
一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明													
1 改正の理由	長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、改正するもの													
2 改正の内容	(1) 長野市立学校の学校職員（再任用学校職員を除く。以下「学校職員」という。）に対して令和 3 年度12月期に支給する勤勉手当に係る成績率の範囲を次のとおり改める（第 1 条関係）。<table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>100分の 185以内</td><td>100分の 195以内</td></tr></table> (2) 学校職員に対して令和 4 年度 6 月期及び12月期に支給する勤勉手当に係る成績率の範囲を次のとおり改める（第 2 条関係）。<table><tr><th>区分</th><th>改正前（令和 3 年度）</th><th>改正後（令和 4 年度）</th></tr><tr><td>6 月</td><td>100分の 185以内</td><td>100分の 190以内</td></tr><tr><td>12月</td><td>100分の 195以内</td><td>100分の 190以内</td></tr></table>	改正前	改正後	100分の 185以内	100分の 195以内	区分	改正前（令和 3 年度）	改正後（令和 4 年度）	6 月	100分の 185以内	100分の 190以内	12月	100分の 195以内	100分の 190以内
改正前	改正後													
100分の 185以内	100分の 195以内													
区分	改正前（令和 3 年度）	改正後（令和 4 年度）												
6 月	100分の 185以内	100分の 190以内												
12月	100分の 195以内	100分の 190以内												
3 施行期日等	公布の日から施行する。ただし、(2) については、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。													
4 審 議 状 況	(1) 総 務 部 庶 務 課 と の 協 議11月 29日 (2) 教育委員会法規審査会の決定11月 30日													

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の
一部を改正する規則（案）

第 1 条 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成21年長野市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 号中「 100分の 185」を「 100分の 195」に改める。

第 2 条 長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条第 1 号中「 100分の 195」を「 100分の 190」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第12条の規定は、令和 3 年12月 1 日から適用する。

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当) 第7条～第11条 略 第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。 (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（次号において「再任用学校職員」という。）以外の学校職員 <u>100分の195</u> (2) 略	○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当) 第7条～第11条 略 第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。 (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（次号において「再任用学校職員」という。）以外の学校職員 <u>100分の185</u> (2) 略

長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当) 第7条～第11条 略 第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。 (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（次号において「再任用学校職員」という。）以外の学校職員 <u>100分の190</u> (2) 略	○長野市立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 平成21年11月30日長野市教育委員会規則第6号 (勤勉手当) 第7条～第11条 略 第12条 成績率は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、教育委員会が別に定めるところにより定めるものとする。 (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（次号において「再任用学校職員」という。）以外の学校職員 <u>100分の195</u> (2) 略